福医第１０９６号
平成２１年8月１０日

新型インフルエンザ対策本部各委員　殿
（　各　部　局　長　）

沖縄県新型インフルエンザ対策本部長
沖縄県知事　仲井眞　弘多
（公　印　省　略）

新型インフルエンザ対策に係る関係団体等への周知について（依頼）

平素より感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます
新型インフルエンザ対策にあたっては、感染拡大を防止するために、発生時より患者の全数把握に努めておりましたが、平成２１年７月２４日の感染症法施行規則改正に伴い、現在は個々の発生例全てを把握するのではなく、放置すれば大規模な流行につながる可能性のある集団発生を重点的に把握する旨の方針となりました。
つきましては、各部局において所管又は関係する経済団体、業界団体、その他団体に対しまして下記の点を周知していただくとともに、当該団体から会員企業等へも周知していただきますようお願い申し上げます。

記

１．平成２１年７月２４日の感染症法施行規則改正に伴い、現在は個々の発生例全てを把握するのではなく、放置すれば大規模な流行につながる可能性のある集団発生を重点的に把握する旨の方針となりました。
　そのため、医療機関から保健所への患者発生届出も集団発生の場合のみとなっており、各保健所も集団発生に対応した取組となっております。

２．既に集団で発生しているグループを起因とする患者は、ＰＣＲ検査を実施せずに、医療機関において新型インフルエンザ患者と見なす（「疑似症例」と呼ぶ）こととしております。

３．集団で発生していない場合は、医療機関の判断だけでは新型インフルエンザかどうか確認できない場合があります。
　しかし、沖縄県の調査では、医療機関において簡易検査でインフルエンザA型（季節性か新型かは不明）と診断された場合、９割以上が新型インフルエンザである可能性が高いものとなっております。

21.8.11

事業所等にとっては、季節性か新型かで従業員の休業等への対応が異なるところもあると思いますが、前述の状況を前提に事業所等独自に対応を判断してください。

なお、対応の目安は次のとおりです。
①新型インフルエンザ患者又は疑いが強い者の場合
・解熱後（平熱に戻ってから）２日間までは自宅療養
②家族内に新型インフルエンザ患者又は疑いの強い者がいる場合
・事業所内での感染拡大を防ぐためにも濃厚接触者も１週間程度の外出自粛は必要ですが、職務の必要性や職務の内容に応じて、事業所等で可否を判断してください。例えば、他者と接触する機会がほとんどないような職務内容となるよう工夫すれば職務の継続が可能となります。

４．現在、事業所からの指示を理由に無症状の方が医療機関を受診するケースが増えております。この場合、医療機関内で感染者と接触する恐れがあるとともに、他の患者の診察待ち時間の延長等と様々な弊害が生じます。
事業所の方針があるとは存じますが、健常者の医療機関受診は控えていただくようお願い申し上げます。

５．一般に、インフルエンザ流行予防には、
- 咳エチケット（咳をする場合はティッシュなどで口を覆い、ティッシュを捨てた後は手洗いをする。）、
- 頻回の手洗い（アルコールジェル・スプレー等でも可）、
- 人ごみを避ける、
- 症状がある人はマスクをする、

などが有効です。貴施設におかれましても、実行していただけますようお願いいたします。

６．新型インフルエンザ関係の情報は次のホームページをご覧ください。
沖縄県トップページ　→　重要なお知らせ「新型インフルエンザの情報について」
ＵＲＬ：　http://www.pref.okinawa.jp/index.html

福祉保健部医務課
結核感染症班　川平、糸数
ＴＥＬ：０９８－８６６－２１６９
ＦＡＸ：０９８－８６６－２７１４

別紙1

感染症法第12条に基づく医師の届出までの流れについて

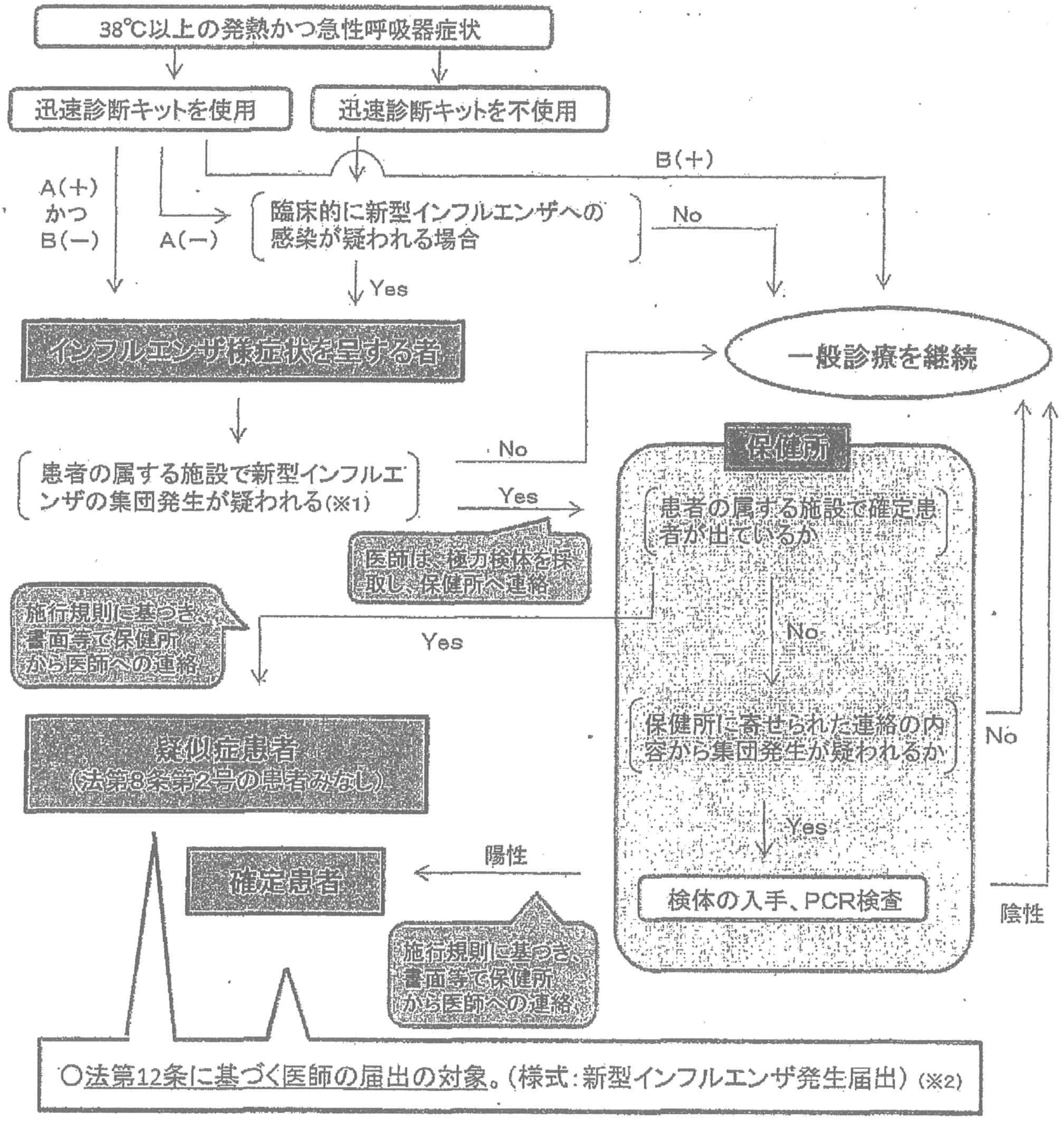

※1 診察した患者に対する問診等により「患者の属する施設で新型インフルエンザの集団発生が疑われる」かどうかを判断をしていただきます。具体的な連絡対象等はQ＆Aを参照のこと。

※2 施行規則第3条第3号に規定する保健所長からの連絡を受けた場合に、医師に届出の義務が生じます。また、当該連絡に記載する期間内に同一の集団に属する新型インフルエンザの疑似症患者を診断した場合には、感染症法第12条に基づく届出が必要となります。

本資料は、法第12条に基づく医師の届出までの流れの概要を示したものであり、別途、インフルエンザ入院サーベイランス等については、それぞれの事務連絡等を参照の上、ご対応をよろしくお願いいたします。

新型インフル

段階的な休校要請決定

県対策本部が対応緩和

県内での新型インフルエンザの感染拡大を受け、同感染症の県対策本部は13日、患者が発生した学校や保育施設などへの休業要請について、一律に休校、休業を求めず、患者の人数や発生時期に応じて段階的に対応することを決めた。同本部は「今後の対策の目標は、社会機能を維持しながら感染拡大のスピードを抑えること」としている。

学校に関しては、児童・生徒に患者が発生した場合、患者本人のみの出席停止を要請。発生から1週間以内に同じクラスの約1割を超える患者が発生した場合に学級閉鎖を求める。その後は感染拡大に応じて学年、学校閉鎖となる。保育、高齢者施設などへの休業要請も、1週間以内に2人以上発生した場合に変更した。

県医務課によると、県内58の定点医療機関から報告された、季節性を含むインフル患者数は13日現在、定点当たり20人を上回る見込み。ほとんどが新型の患者とみられ、全国（定点当たり0・56人、5日現在）と比べても、感染拡大が急速に進んでいるという。

同課は、県内で初めて患者の発生が確認された6月下旬から、これまで計7人が入院したと報告。「生命に危機を及ぼすような、切迫した事例は確認していない」とした。

新型インフルエンザに関する県の休業要請方針（8月13日現在）

公立学校	
同じクラス内に、インフルエンザと判断された児童・生徒が1人発生した場合	本人のみ出席停止（1週間）
同じクラス内に、インフルエンザと判断された児童・生徒が1週間以内にクラスの約1割を超えて発生した場合	学級閉鎖（1週間）
1学年に複数の学級閉鎖が発生した場合	学年閉鎖（1週間）
学校内に複数の学年閉鎖が発生した場合	学校閉鎖（1週間）
保育、高齢者、障害者施設	
同じ施設内で、インフルエンザと判断された園児や職員が1人発生した場合	本人のみ自宅療養（解熱後2日まで）
同じ施設内で、インフルエンザと判断された園児や職員が1週間以内に2人以上発生した場合	休業の要請（1週間）

※保育に欠ける要件のため、どうしても預けなければならない合理的理由がある場合には、感染防止に留意しながら保育を行うことについて、弾力的に対応する

沖縄タイムス
H21年8月14日（朝）夕

インフルエンザ

県内患者数全国25％

7月27日～8月2日 新型大半、乾燥一因か

7月27日～8月2日（第31週）の間に県内で報告されたインフルエンザ患者数684人が、同期間中の全国のインフルエンザ患者数2655人の約4分の1（25・7％）を占めていることが分かった。8月3日～8月9日（第32週）の全国患者数は13日時点で集計されていないが、県内患者数は同期間1181人と前週に比べ増加していることから、全国に占める県内患者数の割合はさらに高まる公算だ。県によると、報告数の大半が新型インフルエンザの患者とみられる。

県福祉保健部は、県内感染者が多いことについて「沖縄は梅雨が明けて空気が乾燥した状態にあるのが、県外と比べて感染のスピードが速い一因になっているのではないか」と分析している。

国立感染症研究所のまとめによると、インフルエンザ患者発生状況の目安となる県内患者報告数を報告施設数で割った定点当たり報告数で、沖縄県は5月11日以降、毎週全国1位を継続して記録。第31週の定点当たり報告数は沖縄が11・97で、2位大阪1・68や全国平均0・56を大きく上回る。

県新型インフルエンザ対策本部は13日、夏休み明けの学校の休校措置緩和などを決めた。「祭りや部活など多くの人がいる所に行く時、咳などの症状を感じた人はマスクを着用する習慣を身に付けてほしい。拡大防止のための予防策を心掛けてほしい」と呼び掛けている。

琉球新報
H21年8月14日（朝）夕